

大和市告示第52号

大和市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和元年8月1日

大和市長 大 木 哲

大和市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領（平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の実施について」別紙）に基づき市が実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金をいう。
- (2) 監護等児童 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第5条第2項に規定する監護等児童をいう。
- (3) 基準日 令和元年10月31日をいう。

(支給対象者)

第3条 市長は、児童扶養手当法による児童扶養手当（令和元年11月分のものに限る。）の支給に係る監護等児童の父又は母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、過去に婚姻をしたことがない者であって、基準日において、本市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「支給対象者」という。）に対して給付金を支給する。

- (1) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない者
- (2) 前号の事情にある者がいるが、その生死が明らかでない者

2 市長は、前項の支給対象者が第6条第1項の規定による申請から第8条の規定による支給決定までの間に死亡したときは、基準日における当該支給対象者の監護等児童に対して給付金を支給する。

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、17,500円とする。

(支給方法)

第5条 給付金の支給は、口座振込により行うものとする。

(申請の手続等)

第6条 申請者は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金申請書（請求書）に戸籍の全部事項証明書その他必要書類を添付し、申請するものとする。

2 前項の規定による申請の期限は、令和元年12月27日までとする。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

(代理による申請)

第7条 申請者の代理人として、前条第1項の規定による申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（民法（明治29年法律第89号）に規定する親権者、未成年後見人、成年後見人並びに同法に基づき代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）又は任意代理人

2 市長は、前項の代理人が申請を行った場合は、別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定等)

第8条 市長は、第5条第1項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定したときは、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給（不支給）決定通知書により申請者（当該申請者が第6条第1項の規定による申請から本条の規定による支給決定までの間に死亡したときは、基準日における当該申請者の監護等児童）に通知するものとする。

(支給等に関する周知)

第9条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請の期限その他事業概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書に不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により給付金を支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、給付金の支給を受けた者が、基準日において支給対象者の要件に該当しない者又は偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者であることが判明したときは、当該者に対し給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団等の排除)

第13条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第7条の規定による支給の決定を行わない。

(様式)

第14条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 別表（第14条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金申請書 (請求書)	第6条
第2号様式	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給 (不支給) 決定通知書	第8条